

# 兵庫県公報

平成19年10月10日

号 外

発 行 人

兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目 次

条 例	ページ
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	3
○兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	5
○職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
○精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（障害福祉課）	7
○兵庫県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例（環境政策課）	8
○兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（復興支援課）	8
○兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（水道課）	11

## 公布された法令のあらまし

### ●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

温泉法、建築基準法等の一部改正に伴い、これらの法律に関する新たな手数料を定める等所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

公職選挙法の一部改正により、都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県知事の選挙の候補者が頒布するピラの作成費用を公費で負担することができることとされたことに伴い、当該費用の公費負担について必要な事項を定めることとした。

### ●職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

雇用保険法等の一部改正により、同法の規定に基づく基本手当の受給資格要件が、被保険者期間が12月以上あることとされたことに伴い、退職した職員が基本手当と同等の給付を受けられるよう支給することとしている失業者の退職手当について、原則として、勤続期間が12月以上あることを受給資格要件とする等所要の整備を行うこととした。

### ●精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（条例第45号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、改善命令等を受けた精神科病院の任意入院者の処遇の状況を把握し、著しく適当でない場合に速やかな対応を行えるよう、精神科病院の管理者に対し、任意入院者の症状等の定期報告を義務付けることとした。

### ●兵庫県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

公害紛争処理法施行令の一部改正に伴い、兵庫県公害審査会が行う紛争処理について、調停から仲裁への移行を円滑にし、連続的利用を促進するため、仲裁手数料の額について、同一の事件に係る調停手数料の額を控除して算定するものとし、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（条例第47号）

自然災害によりマンションが被災した場合において、当該マンションの再建に係る区分所有者の合意形成を促進し、その再建に資するため、区分所有者による団体（いわゆる管理組合）の集会の決議に基づき、マンション1棟を単位として、区分所有者のために管理者、管理組合法人等が加入し、当該区分所有者の合意に基づきマンションが再建された場合に共済給付金を給付する制度を創設することとした。

次に掲げる用語の意義を、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) マンション 2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
- (2) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）の規定により選任された管理者又は区分所有法に規定する管理組合法人若しくは団地管理組合法人をいう。

2 加入

県の区域内に存するマンションの管理者等は、区分所有者のために、共済制度に加入することができるものとする。

3 共済負担金

- (1) 2による加入に係る共済負担金の額は、マンション1棟につき年額2,500円に当該マンションに係る各住宅部分（人の居住の用に供される各専有部分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額（以下「共済負担金年額」という。）とし、新たに共済制度に加入する場合は、マンション1棟につき月額250円に当該マンションに係る各住宅部分の数を乗じて得た額に、加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が共済負担金年額を超えるときは、共済負担金年額）とする。
- (2) 共済制度の運営に係る経費の節減及び加入の促進の効果を考慮して共済基金が定める場合は、(1)の共済負担金の額を減額することができるものとする。

4 共済給付金

- (1) 2による加入に係るマンション（以下「対象マンション」という。）が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額の共済給付金を、同表の右欄に掲げるものに対して給付するものとする。

区 分		給 付 額	給付対象者等
1 対象マンションに代わるものとして、新たなマンションの建築がされたとき。		300万円に新たなマンションの各住宅部分の数（その数が共済負担金の算定の基礎となった対象マンションの各住宅部分の数（以下「算定基礎戸数」という。）を超えるときは、当該算定基礎戸数）を乗じて得た額	対象マンションの建替団体
2 対象マンションの補修がされたとき。	(1) 対象マンションが全壊の認定を受けたものである場合	100万円に算定基礎戸数を乗じて得た額	対象マンションの管理者等
	(2) 対象マンションが大規模半壊の認定を受けたものである場合	50万円に算定基礎戸数を乗じて得た額	
	(3) 対象マンションが半壊の認定を受けたものである場合	25万円に算定基礎戸数を乗じて得た額	

- (2) (1)に係る「対象マンションの建替団体」とは、次に掲げる団体をいうものとする。

ア マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替組合

イ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者に対し、同法の規定による同意をした対象マンションの区分所有者により設立された団体

ウ 事業者が対象マンションに代わる新たなマンションの建築をした場合に当該新たなマンションに係る区分所有権その他の権利を事業者から譲り受ける旨の特約をして、対象マンションに係る区分所有権その他の権利を当該事業者に譲渡した対象マンションの区分所有者により設立された団体

エ アからウまでに掲げる団体のほか、対象マンションの区分所有者により設立された団体で、対象マンションに代わる新たなマンションの建築をする旨の合意に基づき、自らその建築をし、又は自らのために事業者はその建築をさせたと認められるもの

●兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第48号）

平成20年度から平成23年度までの料金算定期間の収支見込みに基づき、収支の均衡を図りつつ、水道事業者等の間の負担の公平化を更に図るため、兵庫県水道用水供給事業の給水料金を改定することとした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第42号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の26の部備考3中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改め、同表30の部中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

別表第4の5の部(4)の款中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同款を同部(7)の款とし、同款の前に次のように加える。

(6) 温泉利用許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料	法第16条第1項の規定に基づく法人の合併若しくは分割の承認の申請又は法第17条第1項の規定に基づく相続人による事業の継続の承認の申請に対する審査	7,400円
--------------------------------	--	--------

別表第4の5の部(3)の款中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同款を同部(5)の款とし、同款の前に次のように加える。

(4) ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料	法第11条第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく法人の合併若しくは分割の承認の申請又は法第11条第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく相続人による事業の継続の承認の申請に対する審査	7,400円
---	--	--------

別表第4の5の部(2)の款中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同款を同部(3)の款とし、同部(1)の款の次に次のように加える。

(2) 土地掘削許可を受けた者	法第6条第1項の規定に基づく法人の合併若しくは分割の承認の申請又は法第7条第1項の規定に基づく相	7,400円
-----------------	--	--------

の地位承継に係る承認申請手数料	続人による事業の継続の承認の申請に対する審査	
-----------------	------------------------	--

別表第4の21の部(1)の款中「第7条の6第1項第1号」の右に「又は第18条第22項第1号」を加え、同部(1)の款中「用途地域」を「用途地域等」に、「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同部(30)の款の次に次のように加える。

(30)の2 開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
---	--	---------

別表第4の21の部(31)の款の次に次のように加える。

(31)の2 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	法第68条の5の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
---	--	---------

別表第4の21の部(32)の款中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同部(33)の款中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同部(34)の款中「第68条の5の5第1項」を「第68条の5の6第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3の26の部の改正規定 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日
- (2) 別表第3の30の部の改正規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日
- (3) 別表第4の21の部の改正規定（同部(1)の款の改正規定及び同部中(30)の款の次に(30)の2の款を加える改正規定を除く。） 公布の日

(4) 別表第4の21の部の改正規定(同部(17)の款の改正規定及び同部中(30)の款の次に(30)の2の款を加える改正規定に限る。) 平成19年11月30日

~~~~~

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第43号

##### 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名中「使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加える。

第1条中「第141条第8項」の右に「、第142条第11項」を、「使用」の右に「、法第142条第1項第3号のビラ(兵庫県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)」の作成」を加える。

第2条中「(以下「候補者」という。)」を削る。

第11条を第15条とし、第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第7条後段」を「第11条後段」に改め、同条を第13条とする。

第8条を第12条とし、第7条中「候補者」を「兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における候補者」に、「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第7条 兵庫県知事の選挙における候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関して有償契約を締結し、県委員会が定めるところにより、その旨を県委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 兵庫県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算

定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「政令」という。)第132条の4第1項並びに第132条の9第1項及び第2項の規定により定められる枚数)の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円30銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 365,000円と4円88銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)

**第10条** 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数(法第142条第1項第3号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙においては、政令第132条の4第1項並びに第132条の9第1項及び第2項の規定により定められる枚数)を超える場合には、当該枚数)を乗じて得た金額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第44号

#### 職員退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員退職手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして任命権者が別に定める者をいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして任命

権者が別に定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改め、同条第17項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

（公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして任命権者が別に定める者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして任命権者が別に定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改め、同条第17項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の退職手当に関する条例第13条第17項の改正規定、第2条中公立学校職員等の退職手当に関する条例第11条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の職員退職手当条例」という。）第13条第1項及び第3項の規定並びに第2条の規定による改正後の公立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「改正後の学校職員退職手当条例」という。）第11条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職員退職手当条例第13条又は改正後の学校職員退職手当条例第11条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対しては、支給しない。

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第45号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5に規定する事項について、規則で定めるところにより、定期に、知事に報告しなければならない。

(補則)

第3条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

兵庫県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第46号

兵庫県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例（昭和45年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 調停の申請人又は参加人が、法第36条第1項の規定により当該調停が打ち切れ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につき、その旨の通知を受けた日から2週間以内に仲裁の申請をする場合における仲裁手数料の額は、仲裁手数料の款に定める金額から当該調停について納めた調停手数料の額を控除して得た金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三



## 兵庫県条例第 47 号

## 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例

兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(3) マンション 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるものをいう。

(4) 管理者等 区分所有法第25条第 1 項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は区分所有法第47条第 2 項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する管理組合法人若しくは団地管理組合法人をいう。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 県の区域内に存するマンションの管理者等は、当該マンションの共用部分（区分所有法第 2 条第 4 項に規定する共用部分をいう。）について、区分所有者のために、共済制度に加入することができる。

第 6 条第 1 項中「共済負担金」を「第 4 条第 1 項の規定による加入に係る共済負担金」に改め、同条第 2 項中「共済制度に加入しようとする者が複数の共済期間について一括して共済負担金を納付する場合には、前項」を「次に掲げる場合に該当するときは、前 2 項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 共済制度に加入しようとする者が複数の共済期間について一括して共済負担金を納付する場  
合

(2) 共済制度の運営に係る経費の節減及び加入の促進の効果を考慮して共済基金が定める場合  
第 6 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 4 条第 2 項の規定による加入に係る共済負担金の額は、マンション 1 棟につき年額 2,500 円に当該マンションに係る各住宅部分（人の居住の用に供される各専有部分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額（以下この項において「共済負担金年額」という。）とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、マンション 1 棟につき月額 250 円に当該マンションに係る各住宅部分の数を乗じて得た額に、加入しようとする日の属する月からその年度の 3 月までの月数を乗じて得た額（その額が共済負担金年額を超えるときは、共済負担金年額）とする。

第 7 条中「第 9 条」の右に「及び第 9 条の 2」を加える。

第 9 条第 1 項中「加入」を「第 4 条第 1 項の規定による加入」に改め、「場合において」の右に「、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは」を加え、「次の表」を「同表」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 2 第 4 条第 2 項の規定による加入に係るマンション（以下「対象マンション」という。）

が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額の共済給付金を、同表の右欄に掲げるものに対して給付する。

| 区 分                                   |                                 | 給 付 額                                                                                             | 給付対象者等       |
|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 対象マンションに代わるものとして、新たなマンションの建築がされたとき。 |                                 | 300万円に新たなマンションの各住宅部分の数（その数が共済負担金の算定の基礎となった対象マンションの各住宅部分の数（以下「算定基礎戸数」という。）を超えるときは、当該算定基礎戸数）を乗じて得た額 | 対象マンションの建替団体 |
| 2 対象マンションの補修がされたとき。                   | (1) 対象マンションが全壊の認定を受けたものである場合    | 100万円に算定基礎戸数を乗じて得た額                                                                               | 対象マンションの管理者等 |
|                                       | (2) 対象マンションが大規模半壊の認定を受けたものである場合 | 50万円に算定基礎戸数を乗じて得た額                                                                                |              |
|                                       | (3) 対象マンションが半壊の認定を受けたものである場合    | 25万円に算定基礎戸数を乗じて得た額                                                                                |              |

2 前項の「対象マンションの建替団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）第5条第1項に規定するマンション建替組合
- (2) マンションの建替えの円滑化等に関する法律第5条第2項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者に対し、同法第45条第2項の規定による同意をした対象マンションの区

分所有者により設立された団体

(3) 事業者が対象マンションに代わる新たなマンションの建築をした場合に当該新たなマンションに係る区分所有権その他の権利を事業者から譲り受ける旨の特約をして、対象マンションに係る区分所有権その他の権利を当該事業者に譲渡した対象マンションの区分所有者により設立された団体

(4) 前3号に掲げる団体のほか、対象マンションの区分所有者により設立された団体で、対象マンションに代わる新たなマンションの建築をする旨の合意に基づき、自らその建築をし、又は自らのために事業者にその建築をさせたと認められるもの

3 第1項の表の1に該当する場合において、建築に係る新たなマンションが県の区域外にあるときの共済給付金の額は、同表の規定にかかわらず、同表の中欄に定める額の2分の1の額とする。第10条中「者」を「もの」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年10月10日から施行する。

~~~~~

兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第48号

##### 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

兵庫県水道用水供給条例（昭和54年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「1,200円」を「2,700円」に、「23,800円」を「21,100円」に改め、同条第2号中「52円」を「48円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。